

1602 適用可能なルール [R-08. 2012]

米国特許規則第 37 卷 § 1.161 植物特許適用規則

他の発明又は発見についての特許出願に関する規則は、別段の定めがあるときを除き、植物特許出願にも適用される。

1603 植物出願のために必要な物 [R-11. 2013]

米国特許規則第 37 卷 § 1.163 植物出願における明細書及び出願要素の配置

(b) 植物出願の要素は、該当する場合は次の順序で並べられなければならない。

- (1) 植物出願送付様式
- (2) 手数料送付様式
- (3) 出願データシート (§ 1.76 参照)
- (4) 明細書
- (5) 図面 (2 部)
- (6) 作成された宣誓書又は宣言書 (§ 1.162)

植物特許の出願は、他の出願と同じ部分からなる。発明者の誓約書又は宣言書、特許明細書と特許請求の範囲、又は図面に関する情報については、それぞれ MPEP § 1604、1605、又は 1606 を参照。

1604 出願者、宣誓書又は宣言書 [R-11. 2013]

米国特許規則第 37 卷 § 1.162 (植物特許) 出願者、宣誓書又は宣言書

[編集者注釈：2012 年 9 月 16 日かそれ以降は、特許法第 111 条 (出願) か第 363 条 (合衆国を指定国とする国際出願：効果) に基づき出願された特許出願のみに適用される。]

植物特許の出願人は、特許を受けようとする新規であり、かつ、区別可能な植物の品種を発明又は発見し、それを無性繁殖させた者でなければならない。出願人に要求される宣誓書又は宣言書は、§ 1.63 か § 1.64 によって要求される事実の主張に加え、当該人がその植物を無性繁殖させた旨を陳述しなければならない。その植物が新規に発見された植物である場合は、宣誓書又は宣言書は、その植物が耕作地で発見されたことも陳述しなければならない。

発明者の宣誓書又は宣言は、米国特許規則 37 卷 § 1.163 植物出願における明細書及び出願要素の配置又は米国特許規則第 37 卷 § 1.164 特許請求の範囲 (又は 2012 年 9

月 16 日より前に提出された出願の場合、改正前の特許法米国特許規則第 37 卷 1.63) の要求に加えて、発明者がその植物を無性繁殖したことを述べなければならない。植物が新たに発見された植物である場合、発明者の宣誓書又は宣言書は、それが耕作地で発見されたことも述べなければならない。

植物特許の出願（特許法第 161 条 植物に関する特許）の宣言書、PTO/AIA/09 様式は、2012 年 9 月 16 日かそれ以降に出願された出願での宣言書を提出するために使用される。

植物特許への出願では、共同発明者もあり得る。Ex parte Kluis, 70 USPQ 165 (Bd. App. 1945)

植物特許出願宣誓書の様式

プライバシー保護法声明書

1605 特許明細書と特許請求の範囲 [R-11.2013]

新米国特許法第 162 条 説明、クレーム

植物特許は、その説明が可能な限り適切で十分な場合は、第 112 条を充足していないことを理由として無効になることはない。

明細書のクレームは、開示され、説明されている植物に用いられる公式用語によらなければならない。

米国特許規則第 37 卷 § 1.163 植物出願における明細書及び出願要素の配置

(a) 明細書は、植物及び当該植物に関連する公知の品種及びその原形から識別する特徴についてのできる限り十分かつ完全な開示を含まなければならない。また、その植物品種が無性繁殖させられた場所及び方法を詳細に記述しなければならない。新たに発見された植物の場合は、明細書は、その植物が発見された場所及びその地域の特徴を詳細に記述しなければならない。

(b) 植物出願の要素は、該当する場合は、次の順序で並べられなければならない。

- (1) 植物出願送付様式
- (2) 手数料送付様式
- (3) 出願データシート (§ 1.76 参照)
- (4) 明細書

- (5) 図面（2 部）
- (6) 作成された宣誓書又は宣言書（§ 1.162）
- (c) 明細書は、次の項目を順番に含まなければならない。
 - (1) 発明の名称。これには、出願人の名称、国籍及び居所を記載した序言部分を含めることができる。
 - (2) 関連出願への相互参照（出願データシートに含まれている場合を除く）
 - (3) 連邦政府支援の研究又は開発に関する陳述
 - (4) 植物の属及び種についてのラテン語名
 - (5) 品種の名称
 - (6) 発明の背景
 - (7) 発明の概要
 - (8) 図面についての簡単な説明
 - (9) 詳細な植物学的説明
 - (10) 単一の特許請求の範囲
 - (11) 開示の概要
- (d) 明細書の記述又は上記(c)の各項目に該当する記述には、大文字による見出しを付けること。

米国特許規則第 37 卷 § 1.164 特許請求の範囲（クレーム）

クレームは、説明及び図示によって指定されている植物の新規かつ区別性のある品種について正式用語により記載しなければならず、また、主たる区別性のみられる特性について詳述することもできる。複数のクレームは許可されない。

この特許明細書には、関連する既知の品種とその祖先を区別するための植物の完全で詳細な説明とその特徴を含めるべきであり、育苗場や種子カタログによく見られるような単なる広範な非植物学的特徴付けというよりはむしろ、植物種類に関連する品種（常緑樹、ダリア植物、バラ植物、りんごの木など）を扱う標準的な植物学的テキストブックか又は出版物で見られる一般的な形式での植物学的用語で表現されるべきである。この明細書には、特許取得しようとする品種の起源又は親子並びに属及び種の指定も含まれるべきである。請求された植物の種の属、種のラテン名は、“米国特許規則第 37 卷 § 1.163 (c) (4)”に記載された見出しが最初に記載されなければならない。この明細書は、例えば、場所又は営業場所、及び植物品種がどのように無性繁殖したかを特に指摘しなければならない。

様式第 16.01 項、第 16.09 項及び第 16.10 項は、米国特許規則第 37 卷 § 1.163 植物出願における明細書及び出願要素の配置に基づく開示に異議を申し立てるために使用することができる。